

神戸市「介護保険事業者説明会」でのご挨拶（2021/3）

みなさまこんにちは！ 介護労働安定センターです。

皆様方におかれましては、日頃、当センター業務にご協力・ご支援等頂きましてありがとうございます。加えまして、年度末また、コロナ禍の対応等でご苦勞されている中、お時間頂き重ねてお礼申し上げます。

当センターについて、ご存じの方もおられるかとは思いますが、まだご存じないという方は、是非知って頂きたいことが2点程ございます。

まず、1点目ですが、介護労働安定センターは、どんな特徴をもった組織なのかということ、2点目はどのようなことをしているかということです。

当センターは、平成4年に出来た組織で、「介護労働者法」の施行とともに歩んでおります。今年で28年となりました。「介護労働者法」の第4章の15条から30条に「介護労働安定センター」のことが規定されておりますが、厚生労働大臣から「介護労働の支援」について、全国に一つだけ指定された法人です。

当センターの事業案内の表紙である右下 P1 をご覧下さい。私たちは介護のプロを応援しますという宣言を載せております。プロ、つまり介護事業所や介護職の皆様を応援する組織だということです。

表紙に、当センターの下のマスコットですが、「ウェルカメ」が載っています。英語の良い WELL と来る COME の合成語、また長寿の「亀」をひっかけて、「うえるかめ」であります。

主なる事業内容は、資料の右下 P2、P3 をご覧下さい。

事業所様に対するご支援業務で「雇用管理の改善」をお手伝いすること、そしてもう一つは「職業能力の開発」という面で、例えば求職者に「実務者研修」を習得して頂き介護職を輩出すること、皆様の事業所の介護職の方に講習を行うなどであります。

資料右下 P4 上の方にありますように、皆様の事業所に社労士、中小企業診断士、看護師、臨床心理士などの先生方が出向いて雇用管理に関する相談援助を行うということを行っております。

具体的には、右下 P7 にありますような「無料で専門家を派遣し個別相談や研修を実施します」の欄の項目を見て頂いて、そういった問題を専門家が無料で

出張相談・アドバイスをを行うということでもあります。労務管理上のご相談も受け賜っています。

基本的な項目などは、国からの交付金等で賄っておりますので、時間の制限はありますが、無料で対応できることとなります。ちらしをご覧頂き、該当の項目があれば、是非、お気軽に当センターにご連絡下さい。

ご依頼の多い項目としては、今年度は右下 P8の「令和2年度版 兵庫支所便り」にありますように1.感染症予防 2.リーダー育成・リーダーシップ 3.ハラスメント防止研修などが挙げられます。

さらに、事業所の中での専門性やスキルアップを図りたいという事業所様には有料になりますが、同ページの左の写真にありますように例えば介護技術、認知症の理解、介護記録の書き方、個人情報保護、感染症対策、接遇・マナー研修、などのご希望のテーマで皆様方の事業所に出向き出張講習を行っております。テーマ・趣旨によりまして、有料・無料の講習・研修とありますが、まずは、お気軽にお問合せ頂ければ幸いです。

こういった項目が、「雇用管理の改善」と考えたらよいかという自己チェックができる手助けとなるのが P10にあります「介護の雇用管理改善 CHECK&DO25」であります。現在は「CHECK&ACTION」という名称に変更されていますが、自己チェックをして頂き、项目的に弱い、あるいは改善すべきと思われる項目があれば当センターまでご連絡下さい。こちらの詳細は、当センターのホームページにも掲載しております。

当センターは、事業所の皆様に対して「指導する立場」ではなく、あくまでもご支援・アドバイスをを行う組織ですので、お気軽にご相談下さい。

その他、「職業能力の開発」分野では「介護労働講習」において実務者研修なども行っております。

今後も「介護労働安定センター」は、皆様を応援してまいります。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。